

○小千谷市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則

平成25年3月11日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による申請書の提出は、設立認証申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本2通を添えなければならない。

3 条例第2条第7項の規定による書面の提出は、補正書（様式第2号）により行うものとする。

4 第2項の規定は、条例第2条第7項の規定により同項の書面に添付する書類について準用する。

(縦覧の場所)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の場所は、にぎわい交流課及び新潟県総務部県民生活課とする。

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出に添付する書類には、それぞれ副本2通を添えなければならない。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出に添付する変更後の役員名簿には、副本2通を添えなければならない。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第4項の規定の適用

については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更)

第6条 条例第3条第1項の規定による申請書の提出は、定款変更認証申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第25条第4項及び第26条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本2通を添えなければならない。

3 第2条第3項及び第4項の規定は、条例第3条第2項において準用する条例第2条第7項の規定を適用する場合について準用する。

4 条例第3条第3項の規定による届出書の提出は、定款変更届（様式第6号）により行うものとする。

5 法第25条第6項の規定により前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本2通を添えなければならない。

6 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更の登記完了提出書（様式第7号）により行うものとする。

7 前項の登記事項証明書には、副本2通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の事業報告書等には、副本2通を添えなければならない。

(事業報告書等の閲覧又は謄写の場所)

第8条 条例第5条第1項の規則で定める場所は、にぎわい交流課及び新潟県総務部県民生活課とする。

(成功の不能による解散の認定申請)

第9条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、解散認定申請書（様式第9号）に同条第3項の書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届（様式第10号）により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届（様式第11号）により、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第11条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、残余財産譲渡認証申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第12条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届（様式第13号）により、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行うものとする。

（合併の認証申請）

第13条 条例第6条第1項の規定による申請書の提出は、合併認証申請書（様式第14号）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定を適用する場合について、第2条第3項及び第4項の規定は条例第6条第2項において準用する条例第2条第7項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

（合併登記の届出）

第14条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出は、合併登記完了届（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の届出に添付する書類には、それぞれ副本2通を添えなければならない。

（身分証明書）

第15条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）によるものとする。

（条例第15条に規定する規則で定める必要な事項）

第16条 条例第15条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情	市長又はこれに置かれる機関（以下この条において「市長等」という。）の使用に係る電子計算機と、申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る
--	--

報処理組織	電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 6 条第 4 項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて条例で定めるもの	法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力
法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 6 条第 6 項の条例で定める場合	申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第 3 条第 5 号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合

- 2 電子申請等を行う者は、市長が定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 3 この規則の規定により副本を添えなければならないこととされる申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、必要な副本を添えて行われたものとみなす。
- 4 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から市長の定める期間内にしなければならない。
- 5 市長等は、法第 7 4 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第 8 条第 1 項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等（情報通信技術活用法第 3 条第 1 0 号に規定する縦覧等をいう。以下この項において同じ。）を行うときは、インターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載し

た書類の縦覧等による方法により行うものとする。

（電磁的記録の保存の方法）

第 17 条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録の作成の方法）

第 18 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第 19 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に効力を有する新潟県知事が行った手続その他の行為又は現に新潟県知事に対し行っている申請その他の行為で、新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 12 年新潟県条例第 8 号）別表に規定する本市が処理することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 2 年 8 月 26 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年４月１日規則第２９号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日規則第８号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

設立認証申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 定款 [3 部]
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの） [3 部]
- 3 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書 [3 部]
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 [3 部]
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 [3 部]

補 正 書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	申請段階

2 補正の理由

注1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。

2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類を3部提出すること。

(1) 定款

(2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(3) 設立趣旨書又は合併趣旨書

(4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書

(5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

様式第3号（第4条関係）

設立登記完了届

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 財産目録〔3部〕

様式第 4 号（第 5 条関係）

役 員 の 変 更 等 届

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 2 3 条第 1 項の規定により、変更後の役員名簿（及び関係書類）を添えて届け出ます。

記

変更年月日	役 名	フリ 氏	ガナ 名	住 所 又 は 居 所
変 更 事 項				

- 注 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 役員の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

添付書類

- 1 役員名簿〔3部〕
- 2 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には次に掲げる書類
- (1) 当該役員が法第 2 0 条各号に該当しないこと及び法第 2 1 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

様式第5号（第6条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

下記のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

注 変更の内容は、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載すること。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款〔3部〕
- 3 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）〔3部〕
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、次に掲げる書類
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）〔3部〕
 - (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録）

様式第6号（第6条関係）

定 款 変 更 届

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

注 変更の内容は、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款 [3部]

様式第7号（第6条関係）

定款の変更の登記完了提出書

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

添付書類

当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕

様式第 8 号（第 7 条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、下記のとおり特定非営利活動促進法第 29 条の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書〔3 部〕
- 2 前事業年度の活動計算書〔3 部〕
- 3 前事業年度の貸借対照表〔3 部〕
- 4 前事業年度の財産目録〔3 部〕
- 5 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載したもの）〔3 部〕
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔3 部〕

注 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。

様式第9号（第9条関係）

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、小千谷市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

様式第10号（第10条関係）

解 散 届

年 月 日

小千谷市長 あて

特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（第2号、第4号、第6号）に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散したので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第11号（第10条関係）

清算人就任届

年 月 日

小千谷市長 あて

特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

添付書類

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第12号（第11条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

特定非営利活動法人の名称
申請者 清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

下記のとおり残余財産の譲渡の認証を受けたいので、小千谷市新潟県特定非営利活動促進法施行
条例施行細則第11条の規定により申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

注 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第13号（第12条関係）

清 算 結 了 届

年 月 日

小千谷市長 あて

特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第14号（第13条関係）

合併認証申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

申請者 合併しようとする特定非営利活動法人
（甲）の名称
代表者の氏名
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人
（乙）の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款〔3部〕
- 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）〔3部〕
- 4 各役員が法第20条に各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書〔3部〕
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔3部〕
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔3部〕

様式第15号（第14条関係）

合併登記完了届

年 月 日

小千谷市長 あて

届出者 住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 法第35条第1項の財産目録〔3部〕

（表）

第 号

身分証明書

所 属
職氏名

年 月 日生

上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定による検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

小千谷市長

印

（裏）

特定非営利活動促進法抜粋

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

様式第 1 5 号 (第 1 4 条関係)

様式第 1 6 号 (第 1 5 条関係)